

クレジット取引セキュリティ対策協議会 2025 年度以降の取組体制及び取組内容について

1. 背 景

- ・クレジットカード不正利用被害額は、2023 年に 540.9 億円の過去最高額となり、この不正利用被害額のうち、9 割以上がクレジットカード番号の盗用による非対面取引によって発生していた。
- ・このため、非対面取引（EC 取引）を中心としたセキュリティ対策として、2022 年 10 月から、新規の EC 加盟店契約の前に、対象店自ら自社システムや Web サイトの「脆弱性対策」と「不正ログイン対策」（翌 2023 年 10 月より追加）を実施した上で、その状況をカード会社（アクワイアラー）や PSP に申告するという取組を試行的に推進してきた。2024 年度の協議会は、この取組の状況、効果等の整理・検討を重点的に行った。
- ・その結果、試行の取組において、試行対象の新規加盟店でのカード情報の漏洩や不正利用被害の報告がなく、一定の不正利用抑止の効果が確認されたことから、クレジットカード情報保護対策では、「自社のシステムやサイト自体の脆弱性対策の実施」を、不正利用対策では、リスクベースの対策による不正利用の抑止強化として「EMV3-D セキュアの導入」を、更にインフラ整備部会からの不正利用被害の分析情報のフィードバックも踏まえ「不正ログイン対策」を 2025 年 4 月から（新規・既存問わず）全ての EC 加盟店の「指針対策」とし、カード決済の各場面（決済前・決済時・決済後）を考慮して実効的な対策を導入することを求めることとした。
- ・上記の背景を踏まえ、2025 年度については、協議会に設置されている各 WG を中心とし、（一社）日本クレジット協会（以下「JCA」という。）のインフラ整備部会等の関連会議等と連携を図りながら、非対面取引の対策を軸として、2025 年度より新たな指針となった対策の推進と効果検証等を図るとともに、将来を見据えたセキュリティ対策の方向性について探求していくこととする。

2. 2025 年度 協議会本会議傘下の取組体制及び取組内容について

2025 年度、協議会本会議傘下に設置する WG にて取組む内容は以下の通り。なお、取組事項も踏まえメンバー構成については見直しを行う。また、具体的な検討にあたり、必要に応じ WG の下部に TF 等を組成する。

(1) セキュリティ対策推進 WG

① 議長：ユーシーカード株式会社

② 施策及び取組内容

施策	取組内容
・セキュリティガイドラインのフォロー・更新	・必要な更新を実施

(2) セキュリティ対策検討 WG

① 議長:三菱 UFJ ニコス株式会社

② 施策及び取組内容

施策	取組内容
・ EC 加盟店におけるカード情報保護対策、不正利用対策 (EMV 3-D セキュア含む) の個別事案・課題への対応	・ 導入状況による課題の整理※ ・ 運用の進め方や見直しを検討
・ 附属文書のフォロー・更新	・ 毎年度、必要な更新を実施
・ その他	(例) アプリ決済における不正利用対策等

※ 周知啓発のための説明会等については協議会事務局にて対応、課題整理のための実態の把握については JCA にて対応

以上